

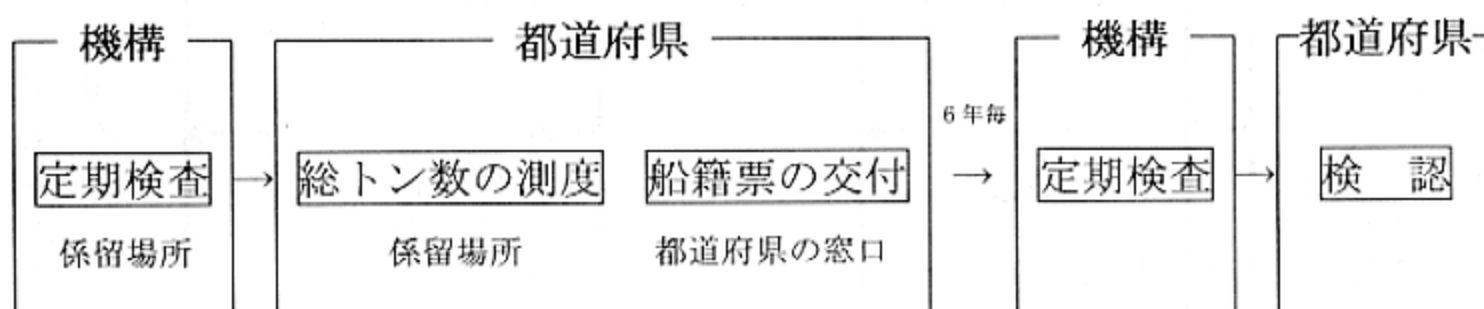
(9) 小型船舶検査機構の業務用固定資産及び業務用土地に係る特例措置の拡充

小型船舶の登録等に関する法律の施行に伴い、小型船舶検査機構（以下「機構」という。）の業務に小型船舶の登録測度業務が追加されることから、機構の業務用固定資産及び業務用土地に係る特例措置の対象業務（現行は「検査事務」のみ）に「登録測度事務」を追加する。

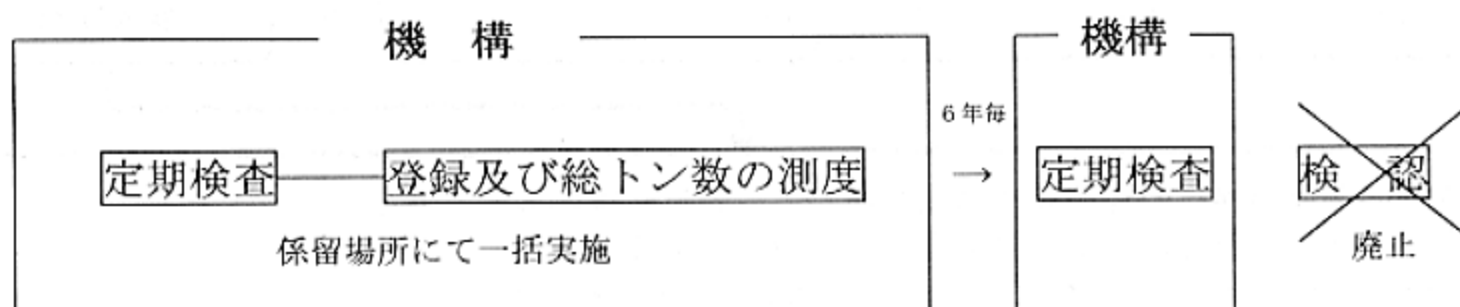
○固定資産税・都市計画税：課税標準 1 / 3

○特別土地保有税：非課税

◆現行（5～20トンの船舶）



◆小型船舶の登録等に関する法律施行後（20トン未満の船舶）



船舶安全法に基づく小型船舶の検査及び小型船舶の登録等に関する法律に基づく小型船舶の登録及び総トン数の測度の実施は、共に公益性が高い業務である。

現在、船舶安全法に係る検査業務は税制特例措置の対象となっている。従って、小型船舶の登録等に関する法律に係る登録等業務についても、検査業務と同様に税制特例措置の対象とすることが妥当である。